

農 整 第 7 6 1 号
令和3年3月10日

(一社)富山県建設業協会会長 殿

農林水産部長



「快適な仮設トイレの設置工事の試行について」の一部改正(通知)

快適な仮設トイレの設置工事の試行については、「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領(平成29年6月9日付け農整第165号)に基づき試行しているところですが、下記の通り通知しましたので参考送付します。

記

1 改正内容

(1) 和式トイレとの差額上限額の改正

(ア) 洋式トイレ

差額上限を2,300円/(基・月)とする。

(イ) トイレと洗面台が一体型の快適トイレ

差額上限を49,000円/(基・月)とする。

(ウ) トイレと洗面台が分離型の快適トイレ

差額上限を21,000円/(基・月)とする。

(2) 自社保有の快適トイレを設置する場合の積み上げ方法について追記

2 適用年月日

令和3年4月1日以降の決裁に係る工事から適用する。

3 添付資料

富山県農林水産部「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領

(事務担当：農村整備課 技術管理係 TEL076-444-3299 (直通))